



臨床研究助成の手引

ーはじめにー

当法人が行う臨床研究助成制度は、一般財団法人としての定款に基づき内閣府の指導のもとに行うものです。したがって、適正かつ厳密な取り扱いが必要とされます。この手引書を、申請前に必ずお読み頂き、内容に同意された場合のみ申請してください。本助成制度の審査の円滑な実施にご協力ください。

ーお願いー

ご不明な点、またはこの手引書に記載していない事項については、事前に当法人臨床研究助成事務局(電話03-3956-4120)にご相談ください。
以下、本文に記載されている諸手続きに必要な申請様式は、当法人ホームページ内にあるword形式の「研究計画書」をダウンロードし、ご提出ください。
申請書類不備があった場合には、選考対象になりませんので、ご注意ください。

※募集期間については、PDFポスターにてご確認ください。

本助成制度は、当法人の事業目的にもとづき、勤労者の生活と健康並びに医学の向上に寄与するため、医療技術者の臨床研究に対して研究費を助成し、その成果を広く社会に還元することを目的とします。

1. 応募要件

- ① 臨床にねぎした研究で、その成果が広く社会全体の医療水準を高めることが期待される内容であることとします。
- ② 臨床研究テーマは原則として、3人以上の医師、検査技師その他の医療技術者のグループによって検討された内容であることとします。
- ③ 助成対象者は、上記のグループとし、当該施設長の推薦が必要です。
- ④ 研究の計画・実施にあたり、厚生労働省等の定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の遵守がなされていることが必要です。
- ⑤ 研究の計画・実施にあたり、個人情報保護法の遵守がなされていることが必要です。

2. 募集方法

研究テーマ募集は、毎年度1回です。応募については、次ページからの”臨床研究助成の流れ”をご参照下さい。

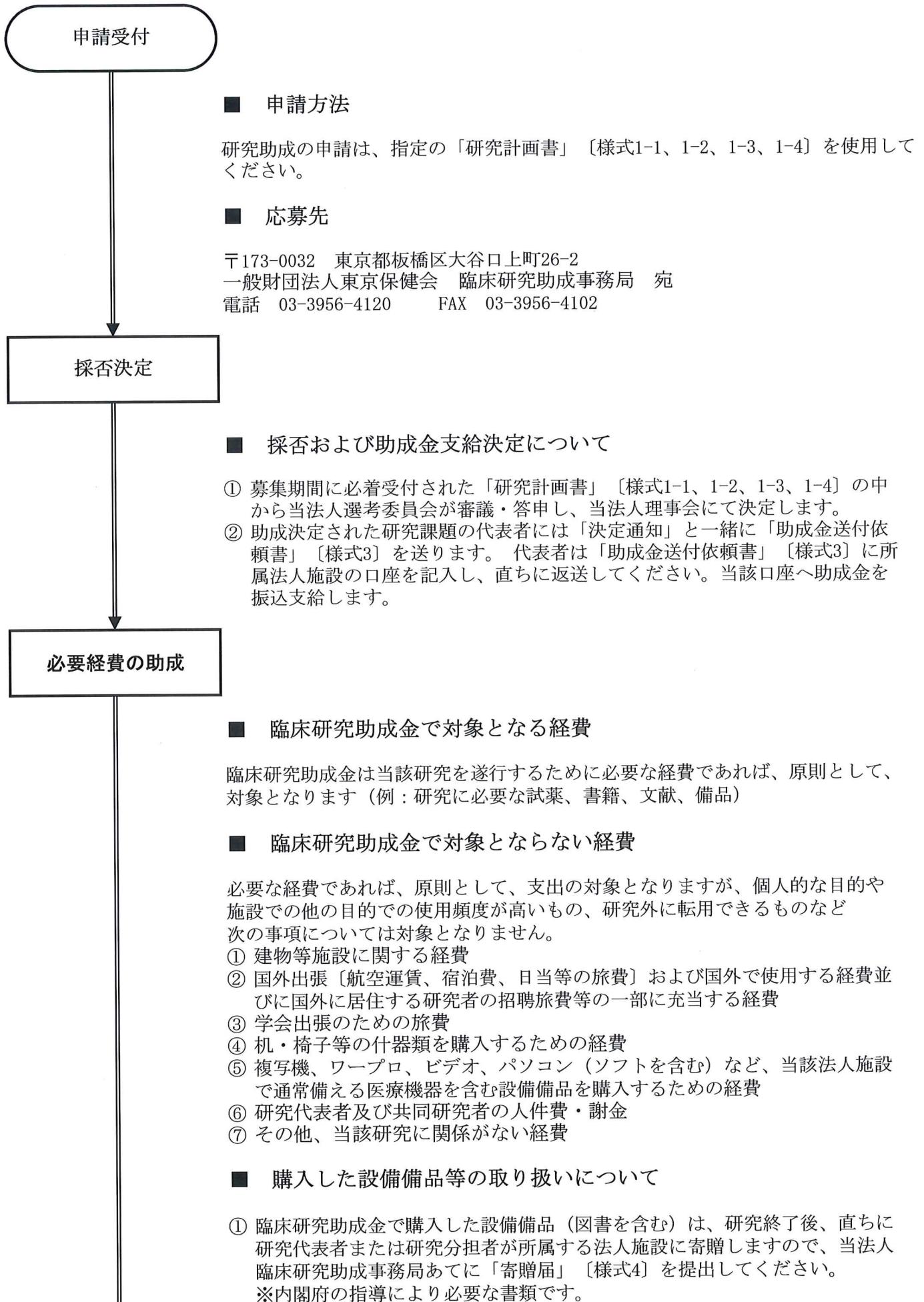
3. 助成金について

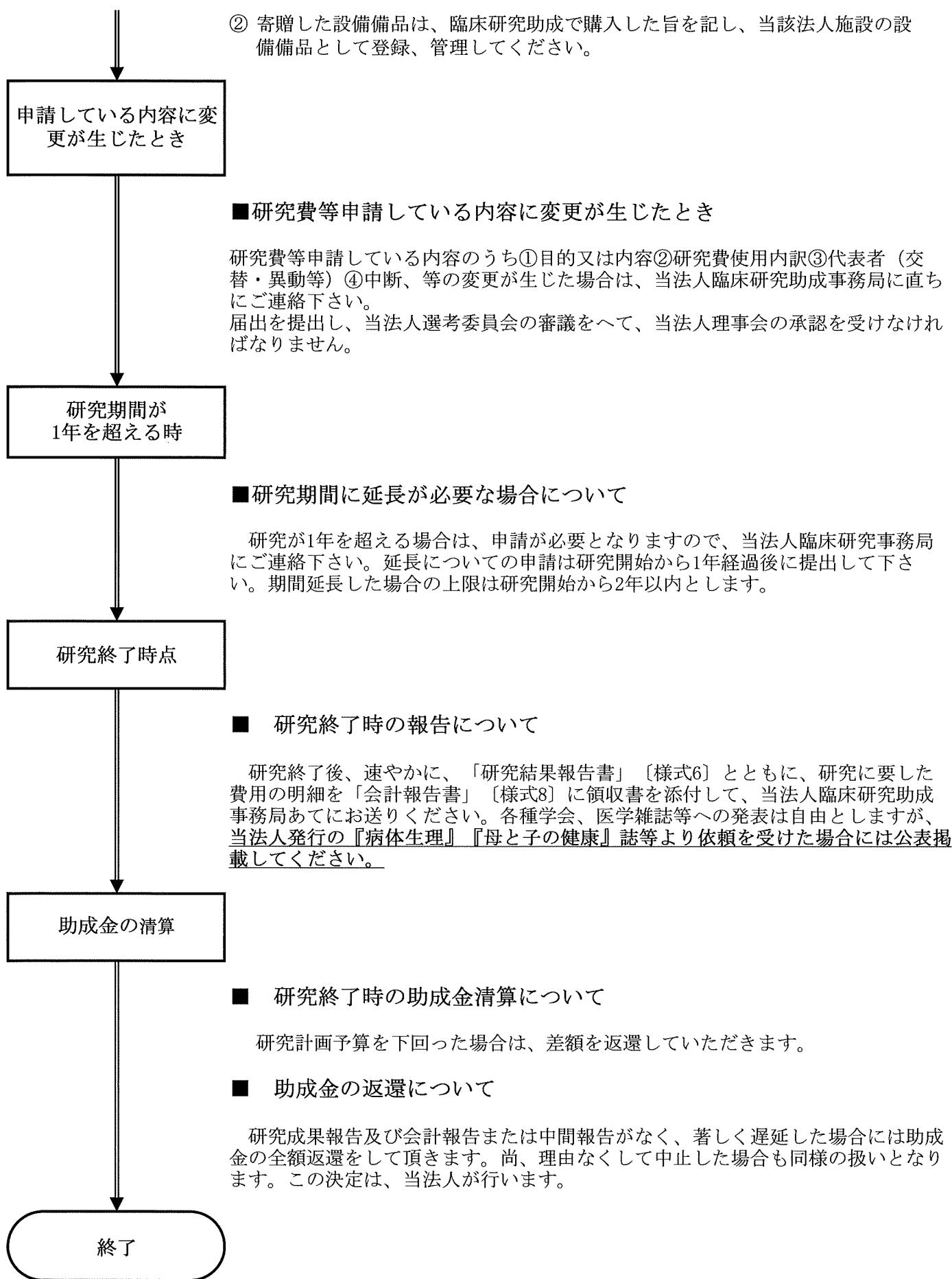
- ① 助成額は、1件50万円以内とします。
- ② 助成額の決定については、「研究計画書」にもとづき、当法人選考委員会の審議結果を受け、当法人理事会にて決定します。
- ③ 決定された助成額の範囲内で研究を行ってください。

4. 研究期間

研究期間は原則1年以内とします。

臨床研究助成の流れ





・「研究計画書」一覧 (ホームページ上でダウンロード可能です)

[様式 1-1] 臨床研究助成申請書
 [様式 1-2] 研究概要
 [様式 1-3] 推薦書

[様式 1-4] 研究費明細書